

第8回「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 令和2年6月29日(月) 16:28～17:35
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等(オンライン会議)
- 3 出席者

<有識者委員>

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 座長 | 竹中 平蔵 | 東洋大学教授
慶應義塾大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| | 秋山 咲恵 | 株式会社サキコーポレーションフアウンダー |
| | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団湊志会瀬田クリニック代表 |
| | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |

<地方創生推進事務局>

- | | | |
|--|-------|-----------------|
| | 海堀 安喜 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| | 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| | 永山 寛理 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| | 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) フリーディスカッション
- 3 閉会

(説明資料)

資料1 スーパーシティ構想の施行に向けて

(参考資料)

参考1 出席者名簿

○永山参事官 それでは、ただ今より、第8回『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます内閣府地方創生推進事務局の永山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者でございますが、竹中座長、原座長代理、阿曾沼委員にお越しいただきまして、オンラインで八田委員、秋山委員、中川委員に御出席いただいております。坂村委員は御都合がつかず御欠席でございます。事務局の参加者は、出席者名簿を御確認いただければと思います。

前回同様、オンライン参加を含めた開催になりますので、最初にいくつか注意事項をお伝えさせていただきます。

まず、始めに、よろしければ、竹中座長から御趣旨等について御発言をいただき、あとは、事務局から御説明をさせていただき、フリーディスカッションをさせていただきたく思います。

スムーズに進行するために、一巡目の御発言については、秋山委員、原座長代理、八田委員、阿曾沼委員、中川委員、竹中座長の順で御指名をさせていただければと思います。二巡目以降の御発言については挙手、もしくは御発言をいただきまして、私から御指名をさせていただきます。その際、恐縮ですが、最初にお名前をおっしゃっていただければと思います。

配付資料に言及される際は、資料を特定した上で御発言をいただければと思います。

また、ハウリングを防ぐため、大変お手数ですが、御発言時以外はミュートにさせていただければと思います。赤になればミュートになります。

最後に、接続不良などがあった場合は、事務局までお電話いただければと思います。

では、もしよろしければ、竹中座長、事務局の説明の前にコメントがございましたらお願いできればと思います。

○竹中座長 皆さん、こんにちは。今日はよろしくお願いいたします。

前回の諮問会議のときにも申し上げたのですが、法律を通していただいて大変良かったと思います。

しかし、法律を通すのも大変だったのですけれども、これを受けて、実際にどう実現するかというプロセスは、考えてみたらもっと大変で、越えなければいけないことがたくさんあると思いますので、是非精力的に色々忌憚のない議論をして、事務局と民間議員が協力して力強いものにできるようにしたいと思っております。本当にいいものを、思い切った規制緩和、規制改革を行うことによって、スーパーシティを実現するための方策を是非一緒に議論したいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○永山参事官 ありがとうございます。

それでは、事務局より論点の説明をさせていただきます。村上審議官、お願いします。

○村上審議官 これまで御指導いただいたテーマに従いまして、3点ほど事実関係や論点の整理をしております。事務局としてこうしたいということではなくて、問題の全体像を議論しやすいようにということで整理してございますが、まず、順に1番目の論点、マイナンバーについて簡単に御説明をしたいと思います。

マイナンバーにつきましては、二つ論点がございます。混乱しがちなのですが、マイナンバーカードが持っております公的個人認証をどう使うかという問題と、マイナンバーそのものの利用という問題です。マイナンバーカードを同時に使えば、両方の側面があるわけでございますが、これは明確に問題の所在が違うので、分けて整理をする必要がございます。

公的個人認証としてのマイナンバーカードの利用は、例えば、健康保険証として活用するという話が出ているのはこちらの論点でございます。制度的な制約は、公的個人認証の活用についてはございませんが、リンクをしております住基システム等のシステムに問題がございまして中々活用が進んでいないというのが、ものすごく極端に言った場合の現状でございます。これにつきましては、先般も高市大臣のほうから、その根っこになりますJ-LISのシステムの強化等々の論点が提示されておりますし、このこと自体がスーパーシティの課題かどうかはまた別の問題ではありますけれども、いずれにせよ、こちらは制度ではなく技術が引っかかっているという問題でございます。

それに対しまして、マイナンバーにつきましては、制度の問題でございます。前回も御指摘いただいておりますとおり、現状、特にマイナンバーというよりも、マイナンバーに紐づいている、役所が持っている個人情報であると理解しておりますが、こちらにつきましては、例示されているものも含めて税、災害、社会保障の3分野しか認められておりません。こちらをスーパーシティで活用するためには規制改革が必要でございます。

ただし、こちらについては、同時にマイナンバーに紐づく個人情報の範囲をどう特定するかと、それを民間利用する場合の同意手続をどのように実態上設定をするかという問題と、制度的に一挙に例外を作るという話は表裏の問題ではないかと考えてございます。こちらにつきましても、色々な会議で議論がございまして。

先ほど言いました健康保険証利用でございますが、これはマイナンバーカードが持っています個人認証を直接健康保険証側のシステムとリンクさせることによって、マイナンバーカードを持ってくれば、健康保険証を持ってこなくても、きちんと保険の支払いに使えますということを系統的に保障しようというものでございます。これにつきましては、厚生労働省もイニシアチブを執りまして、そのための保険側のシステムの改修に取り組んでございます。また、それを遠隔服薬指導のほうにも活用しようということで、技術的にそういう対応をしようという動きが具体的に広がっているところでございます。これらの

ほかにも、マイナンバーカードが持つ公的個人認証を使おうということで、今、動かれている方々がいらっしやいます。

次に、マイナンバーの話でございます。基本的なルールと現状につきまして、確認をしているところでございますが、こちらにつきましては、市役所にある個人情報に紐づいて動くということに対して技術的にどういうことをするかということと、制度的にやれることを限定列挙ではなくて、原則自由にするといったところでどうたどり着くかということころはセットだと思いますので、その辺も含めてどう議論していくかという話になるのではないかと、ないしは、それも含めて一挙に規制改革先にありきで行くかということではないかと思っております。

ちなみに、今、内閣官房のIT室のほうでデジタルIDという議論が進んでございます。これは民間の中で様々なIDがある中、共通の相互リンクIDを作りましょうという話でございます。ここではGAFIA対抗としても重要なのではないかとということで進んでおりますが、この相互リンクのIDそのものもマイナンバーとリンクさせたらどうかという議論が論理的にはございます。こちらについて、もし、フルマイナンバーシティということスーパーシティでやるのであれば、こういった民間ベースのデジタルIDと、マイナンバーそのものも行政機関内部のIDリンクとしては着々と今、利用が広がっているわけでございますけれども、これをどう整理するかということも議論の視野に入ってくるのかと思っております。

いずれにせよ、三つのディメンジョンを分けて整理しながら掛け算を考えないと、問題が混乱いたしますので、本日は論点を説明させていただきました。

次に、住民合意に関するものでございます。

我々として、従来から議論している一番重要なポイントは、「基本構想全体についての確認」ということではないかと思っております。ペーパーも頂いてございますが、この全体の構想について住民投票をもってしっかりと合意を得るところが我々の議論としては中軸になるかと思っておりますけれども、二つ議論の展開がございまして。

まず、最終的に住民投票で同意を得る、住民合意を申請する前に決めるというのはもちろん分かるのだけれども、そもそも基本構想を作る時点とか、エリア申請の前後も含めて、何を課題にまちづくりをするのかという前段階においても、住民の意向はどのように吸収されるのかということについて、国会で質問がございました。私からは、例えば、区域会議に住民代表の方に入らせていただくとか、色々なコミュニケーションプロセスを設定して伺いながら議論を進めていき、最終的には、省令に従いきちんとした住民の意向の確認を取ること、前段の相談と後段のきちんとした手続の両方をやるのですということをお説明してございますけれども、この部分についても世間の関心は結構集まるのではないかとと思っております。例えば、トロントの例がいいかどうかは別にいたしまして、やはりスーパーシティの場合も、基本構想を策定する時点でどういうふうに住民と話をしているのかということについては、おそらくいずれにせよ、どのように説明するか検討が必要ではないかとと思っております。

次に、申請前の確認方法に関する、現在想定をしています政省令での規定については、協議会の議決、議会の議決、住民の投票など、それぞれの性格に応じた形で取っていきま
すという説明を前面に出しつつ、いずれにせよ区域会議が適切と認める方法で取りま
す規定する予定でございます。

こちらにつきましては、二つの要素がございまして、先ほど申し上げた基本構想全体に
ついてのオーソライズを受けるという問題と、その中にとがった規制改革や、健康保険デ
ータのように個人の同意をどうしても必要とするものがあつた場合、その個々の事業につ
いても同意手続が必要なのではないかという面と、できるだけ両者をかぶせて一つにして
しまえれば、そのほうが好ましいとは思いますが、そこはいずれにせよ議論としては慎
重に整理をしておく必要があるだろうと考えてございます。

参考に、都市計画の手続がございまして、例えば、区域会議が、住民の意見も踏まえつ
つ申し出をして、計画の案の策定をして、公告・縦覧をして、都市計画の手続では都市計
画審議会が計画の決定となっていると思ひますが、その辺りに住民投票で全体の構想につ
いてのオーケーが入るみたいなイメージで考えると、比較的近い雰囲気を持っているのか
なという中で、近いプロセスが想定されているもので言うと、住民投票と全く異質であり
ますけれども、手続的には似ているのではないかと考えております。

その次に、当然過半数を取つたとしても、反対される方が残つたという問題がございま
すので、個々の事業に即して言いますと、反対される方の手続として、例えば、参照でき
るもので言いますと、土地区画整理事業の場合は反対者も強制加入方式を取らされてい
る上で、その代わり、もう移転して出ていかなければいけない場合の必要な費用の補償
の規定が入つている土地区画整理事業の場合でございますとか、5分の4以上の多数と、
その代わりに出ていく場合の買受け等々を規定したマンションの建替え特例といったもの
がござい
ます。

これが望ましいということではございせんが、こういった規定があることも含めて、
住民投票をベースにしたときの反対者の取扱いということについても検討しておく必要が
あるだろうという趣旨でございます。

次に、「大胆な規制改革事項と住民合意」について、現在、前回の御指摘も踏まえて、
単なるスマートシティプラスアルファではなく、大胆な規制改革にチャレンジしていただ
けるところということで、ダイナミックな規制改革にチャレンジしてほしいということ
を一生懸命議論しているわけでございますが、これ自身がいいかどうかということではな
く、分かりやすいと申し上げているだけですけれども、例えば、もうこのエリアの建物に
関してはそもそも建築基準法の適用除外にします、でありますとか、学校教育法での学
習時間・科目等についての、いわゆる学習指導要領準拠主義ではなくて、このエリアだけ
は到達主義でやりますとか、このエリアについては混合診療については原則自由、オン
ライン診療についても今の規制改革どおり、一部まだ不十分なところがありますけれども、
全部オーケーという、原則をそもそもひっくり返すことにチャレンジをしてほしいとい
う

議論をさせていただいていますが、そうなりますと、このとがった規制改革事項については住民投票過半数だけではなく、それに対する特定の個人の意思確認の手続が残るという議論も出て来得るかと思っております。そういう意味で、基本構想全体に対する住民同意と、個々の事業の内容に即した同意手続が並存すると考えておりますけれども、この辺についても住民投票一発でどのくらいが済むのか済まないのか、行う事業の性格に合わせて今後整理をしていく必要があるかもしれないと考えてございます。

最後に、区域指定の関係でございます。区域指定の関係につきましては、評価基準はできるだけ定量的にということですが、事務局で有識者懇談会の最終報告書からスーパーシティの性格について述べていると思われるものを単純に抜き出すという作業をしております。ただ、後刻御指摘いただく紙にもございまして、特にその要素の中でも、首長の覚悟とかコミットメントと住民の巻き込み具合ということがどれだけエリア申請で出てくる段階で見える化できるかということもございまして、そうしたものをさらに工夫して整理していく。逆に言うと、細かい技術がどうしたとか、事業はどうしたとかというのは、エリア指定後に一緒に検討していけばいいという側面もあると思っておりますので、その辺のウェイト付けのかけ方も含めて、今後御議論をいただく必要があるかなと思っております。

従前からお願いしておりますが、評価者といたしましては、この懇談会のメンバーや諮問会議のメンバー以外の外部の専門家の知見も活用したいということで、大臣の意向もございまして、評価結果の開示等も含めて、そのやり方や取り組み方について御検討をいただく必要があると思っております。

また、区域指定とは直接関係ございませんが、事業者の選定方法という論点がございまして。これにつきましては、国会で質問された際、私からは、単純に制度に従いまして、エリア申請の指定を受ける前の自治体と事業者のやりとりについては、国の制度上の問題ではございませんので、我々は関知しておりません。他方で、エリアとして指定されてからは、厳密に法律の手続にのっとり内閣府が事務局となって公募を行い、公募によって選ばれた事業者は区域会議の構成員の一員として国、自治体と一体となって区域計画を作っていくという手続が原則適用されることは、スーパーシティの場合も同じでございまして、ということで説明をさせていただきました。

しかし、エリア指定をする際に、それを実質的に支えている事業者やその体制、もしくは人材についても、コミットメントの強さという形ではありますけれども、ある程度は評価をする必要が出てくる場合があるのではないかと思います。ただ、出来レースではないということを手続的にどう説明するかということと、実際にエリア指定をする際に、体制がしっかりしているかという観点から、民間事業者も含めてコミットメントや体制の強さをどのように評価していくかという点は、区域指定に係る論点の一環としては大事な点として意識しておく必要があるのではないかと考えてございます。

なお、最後に1点、先生方からも自治体の皆さんやエリアで準備をしている方々に直接問いかけていただく機会を極力早期に作るということで企画してございます。内容は、午前中に発信・受け止めということで、各自治体お二人程度かと思うのですが、十分三密対策を取った状態でお集まりいただいて、直接先生方の肉声を聞いていただければ、色々な形でダイレクトにメッセージを届けられる機会があるのではないかと考えてございます。あとは、せっかく各自治体二人ずつぐらい参加していただくのであれば、お互い刺激し合うようなワークショップの機会でも作ったらどうだろうと思っております。

こちらについては、7月中にできるだけ早くやりたいということで、今、日程調整を色々させていただいておりますので、主要な先生方のメンバーの御都合が合うところで、できるだけ早期にやりたいと考えてございます。

私のほうからは一旦これで説明を切らせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○永山参事官 以上、事務局の御説明でございました。

○原座長代理 簡単に先にお話しします。よろしいですか。

紙をお配りしております。当面の課題として4項目挙げておりますが、今日、特にお話ししたい点を四つ挙げてあります。

まず、「住民合意の確認」について。先ほどお話がありましたけれども、基本的には、先ほどお話のあった基本構想全体について、住民の過半数の合意を確認するプロセスが根幹になるのだと思います。これに準ずる手法はどこまで制度設計をしていくのかということかと思っております。

二つ目の「区域の選定」に関してですが、基本的に選定に当たっては、首長、自治体のビジョン・指導力・強い覚悟、企業の実力・構想力、住民の参画というのを選ぶことになると思います。

先ほどの御説明の中で一番気になっている点が、まずは、地域だけを選び、その後、事業者を公募しますというのは実態と形式が相当かけ離れてしまうので、むしろ大問題になりかねなくて、企業を一体にして選定するという前提でどう透明性を確保するようなプロセスを設計するかという議論をやらないといけないと思います。

3番目のところは、「構成の要素」について、マイナンバーを活用して、具体的にどういうスーパーシティの具体図を描くのかというのを、これはもう提案を待っているだけではなくて、私たちの側で是非具体図を作っていきたいと思っておりますので、これは秋山さんにも後でまた御意見を伺いますけれども、そういった議論ができればと思います。

4番目の「情報発信」のところは、先ほどお話をいただいたとおりです。

○永山参事官 秋山先生、コメントがありましたらお願いします。

○秋山委員 秋山です。

今、原さんがお話しされたことが重要な論点だと思うのですが、まずは、今回最初に、竹中先生から志のレベルのお話がありましたが、内容の優れた提案をどう集めるか

ということが、まず、当面の大きなテーマだと思いますし、実際に秋から募集がかかりますので、今、既に準備をされている自治体の皆さんに、この辺りの目線を合わせていただくプロセスというのが今から非常に重要だと思います。

あと、選定プロセスにおけるルールをいかに明確なものにしておくか。以前にも問題が起きたような形だったり、出来レース批判みたいなところを回避するためには、例えば、選定のプロセスの基準の明確化も重要だと思いますけれども、当然私たちは委員として色々なところのお話を伺ったり、ディスカッションしたり、そういうことを全くしないということは考えられないので、この辺りのコンタクト方法のルールだとかガイドラインみたいなものがあるのもいいのかという気がしています。

それから、3点目、これは最後ですけれども、住民合意にまつわるところは非常に慎重な議論が必要だろうと思っています。原さんから御指摘があったような、基本構想段階で少なくとも過半数の合意を、というところもありますし、あと、これは世界の他のプロジェクトで進捗があるスマートシティのプロジェクトを見ると、住民合意のプロセスというのは、1本の道をまっすぐ進むというよりは、相当アジャイルなプロセスになる。そこにちゃんと住民が巻き込まれていて、住民のそのことに対する共通の認識だとか懸念だとか、そういうものを拾い上げながら、3歩進んで2歩戻るというプロセスも想定した枠組み作りがきっと重要なだろうと。多分自治体も含めて、今までと仕事のやり方が違うところが出てくるのではないかと思いますので、この辺りは手を挙げてくださる自治体の皆さんともしっかりと深い議論をして進めていくということが成功の一里塚ではないかと思っています。

以上です。

○永山参事官 ありがとうございます。

それでは、順に、もしよろしければ、八田委員、阿曾沼委員、中川委員、竹中座長の順でお伺いできればと思いますし、順番にかかわらず御発言いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○八田委員 まず、先ほど原委員が、区域をまず選定してから事業者を選定するという従来の方式は、スーパーシティでは必ずしも合わないから、今回は、一体で最初から応募してもらうという方法がいいのではないかとおっしゃった。なるほどと思いますが、従来と仕組みが大きく変える場合には慎重にやる必要があるのだろうと思います。

それについても、スーパーシティ事業の例が欲しい。マイナンバーと引付けて抜本的に新しい規制改革をやるという場合にも、具体的な例が一つでも欲しいと思います。例えば、外国でこういうことをやっている。これが従来の特区とは違うのだという分かりやすい例が何か一つ欲しい。そうすると、仕組みを変えることに説得力が出ます。さらに、そこから想像力を広げることができると思います。

最後ですけれども、住民合意ですが、これも基本構想について住民合意を得るというのは、自治体の議会で得ることも、投票で得るということもあると思うのです。しかし、特

にプライバシーが関係する事業に関しては、私は絶対嫌だという人が出てくる。村をダムに沈める場合には、反対する人には補償して出ていってもらう必要があるように、特区でも、合意を取るためには補償が必要になる場合があり得る。その際に、どういう補償の仕組みを考えておくのかというのも、もう一つの論点になるのではないかと思います。

以上です。

○永山参事官 ありがとうございます。

阿曾沼委員、もしよろしければ、お願いします。

○阿曾沼委員 前回の会議の中で色々申し上げたので、今日は特別申し上げることはありませんが、経験的に申し上げれば、病院の建替で地域住民の合意を取る中で、反対の理由も色々なものがあり、合理的なものもあればそうでないものもあり、相当苦労しましたので、住民の合意を得る方法論など十分な議論が必要だと思っています。

それから、村上審議官がおっしゃっていただいた中で、非常にとがった内容についての例示をしていただき、その意見にはある意味合意するところもあります。しかしながら、最終的に住民の合意取得の方法は地域毎の状況に合わせて首長や議会の考え方や議論が当然必要となると思いますので、行政手続上の整理が必要かと思っています。

なお、医療・健康の分野は個人情報管理や活用の観点で慎重な議論が必要だとは思いますが、住民の方々が病気の治療という側面だけでなく、健康に長生きする生活を求めるためには、年齢に関係なく、例えば、生活習慣病の増悪をどれだけ抑制していくかということが必要です。そのために個々人の気付きの機会を増やしてあげる、医療者側から問いかけを頻繁にしてあげる、アラートを出してあげる、丁寧に指導してあげて行動変容を促すことが絶対に必要となります。その場合、個々人の情報管理ができない限りできないわけです。住民全体の健康と安全を守るという観点からも、その手段としてマイナンバーカードの活用は不可欠だと思います。

最後にもう一点、デジタルIDというのは基本的には個人が持っている多くの番号の一意化で重要な要素です。住民の方々は地域の病院や診療所でいっぱい診察カードを持っています。一本化したいと言っても中々できていません。こんな身近な問題を、医療機関の経営主体の枠を超えて、地元行政ができるようにしていくというのもスーパーシティならではのと思います。そのためには、その意味では首長の覚悟が非常に重要だと思いました。

○永山参事官 ありがとうございます。

続きまして、中川委員、コメントはございますでしょうか。

○中川委員 それでは、私のほうから1点だけコメントを申し上げたいと思います。

前の会議を欠席しましたので、もう既に議論されていたり、頓珍漢なことを言うかもしれませんが、住民合意についてのコメントです。どこまで住民合意が必要かというのは、要はスーパーシティ法の固有の効果があるかないかということにすぐリンクしているように私は思います。誤解していたらすみません。御指摘いただけたらと思うのですが、今のスーパーシティ法の中身というのは、直接にこういう法律的な効果を持つ

ものではないように私は思います。何を申し上げたいかと言うと、要は国家戦略特区法の規制改革を個別にやるのではなくて、それをまとめて一括で審査するようなプロセスを導入しましたと。しかも、規制改革の中身について、諮問会議のほうで勧告とか、そういう積極的な、要は規制改革を後押しするような特別なプロセスに入ることを今回のスーパーシティ法で定めたという法律内容になっているように私は思います。そうだとしたら、どこまで住民合意が必要かというのは、そんなに紐付けする必要はないように思っています。

何を申し上げたいかと言うと、特別な国家戦略特区法の規制改革のプロセスに入るだけのフィージビリティとか、住民の声と言いますか需要が非常に頑健にあるということを示して、そうでなければ、特別な選定プロセスには入らないということさえ判断できればいいのではないかと。例えば、住民投票ががっちりやられている。それから、個別の、何か分からないけれども建物の所有者などもきちんと合意を持っている。議会の同意も持っていると言ったら、もう全然そのフィージビリティ万々歳ですし、あと、住民の要望も高いということで、それは諮問会議側のほうで、それは大丈夫だなということでどんどん手続を進めればいい話であって、そうではなくて、秋山委員がアジャイルに進めていくというものがありましたけれども、それが最初に提案されたときはそこまできちんとフルセットの合意がないけれども、それは構想を進めたり、協議を進めていく中で合意を掴んでいくとか、そういうことがあってもいいのかなと。

要するに、政府の側で、こういう住民合意の典型的な例がありますということを示しながら、その中で申請する地域のほうでどういう合意を持ってきたのかということをつけて申請して、それを諮問会議側のほうで、フィージビリティがあるのかないのかということ判断して、それで審査を進めていけばいいのかなと。住民合意が不完全なものについては、内閣府の村上審議官がおっしゃった、非常にとがった規制緩和が必要であるにもかかわらず個別の合意がないのだとすると、それはあつたほうがいいねと言って、それを取ってくるまで保留するとか、要はどういう内容の規制改革が出てくるか分からないから、制度の発足の最初の段階から、あまり住民合意と規制のがっちりした紐付けみたいなものは無理なのではないかという気が、私はちょっとしています。

ですから、住民合意の類型を示して、そのどれを選択していくのかということとは地域に任せるということでもいいのかと私は思います。ただ、原座長代理が最初に言ったように、制度を作る側として、特別なプロセスに入るためには、最低限住民投票での過半数のオクターがあるという姿勢を示すということはあるかもしれませんが、それは選択の問題だと思います。ふわっとしていてもいいのかというのが一つです。

それから、村上審議官が最初におっしゃったように、マイナンバーの話で、マイナンバーに関する特例のようなものは直接の効果を持たせる。例えば、民間利用について3分野以外もオクターにするとか言ったら、そうなると、この住民合意についてはかなりきちぎちぎした話をしないとイケないと思うのですけれども、必ずしもそういうことを予定していないのだとすると、私はふわっとしたようなものでもいいのではないかなと思いました。

私からは以上です。

○永山参事官 ありがとうございます。住民の合意の関係で色々な議論があろうかと思
います。

この辺りはいかがでしょうか。もし、原先生からコメントがありましたら。

○原座長代理 ありがとうございます。

今、中川委員がおっしゃった点、それから、秋山委員から先ほどアジャイルな仕組みと
いう話もありました。住民の合意を形成していくプロセスで言うと、課題を集約して基本
構想を策定していくプロセス、これは様々なやり方がある、その中で課題を集約してい
く。自治体によってもやり方があるのだらうと思います。

ただ、一方で、基本構想全体について先ほど私が申し上げたのは、どこかのタイミング
で住民の合意を確認しておくプロセスがないといけなくて、トロントの例もありましたけ
れども、トロントの場合、失敗したのは結局その合意形成、合意を確認するプロセスを
やっていなかったのも、一生懸命色々な住民説明会をやっていたのだけれども、結局まと
まらなかったということになってしまったのではないかと考えております。

もう一つ、先のとがった規制改革の部分に関しては、基本的には私は基本構想全体の中
で本当に住民にとってのメリット、デメリットがどういうことなのか、とがった規制改革
に関してはどういうことがあるのかということを含めて合意形成、合意確認がなされるの
が基本ではないかと思っております。

もう一つ、先ほど土地区画整理などについての制度の御紹介がありましたが、こういっ
たプロセスに入っていくのは、基本的には私権の制限に関わるような事項があるのかどう
か、これは相当限定的な場合に限って考えるべき課題なのかとは思っております。

とりあえず以上です。

○永山参事官 原先生、ありがとうございます。

○八田委員 もう一点、発言させていただけますか。

○永山参事官 八田先生、よろしく申し上げます。

○八田委員 阿曾沼先生のお話を伺って、こういうことがあり得るのではないかと思っ
たのです。例えば、医療についてデジタルを使う規制改革をやるとすると、確かに個人情
報を関係者に知らせなければいけないのだけれども、この場合には、事業への参加を希望
する人と希望しない人とを分けてもいいのではないか。スーパーシティ事業の中で、このプ
ログラムに入りたいという人は入りなさい。その場合には、この仕組みでは様々な情報
を集約して、色々な医者や薬屋の間で情報を共有することができる。入りたくない人は入
らなくてもいい。ただし、その一方で、スーパーシティでは、医者とか薬屋には、このシ
ステムに入った患者には対応を義務付けるというものです。

そういう形のものであって、スーパーシティでは規制緩和がされているから、普通のと
ころでできないような選択をできると言うところが味噌です。その場合でしたら、後で個
別の反対者に対して補償とか、そういうことは考えなくても済むのではないか。基本合意

に関して、議会なり何なりでオーケーを取っておけば、それで十分と言うことになります。例えば、そういう例があり得るのではないかと思いました。

○永山参事官 ありがとうございます。

それでは、阿曾沼先生からコメントがございますので、よろしくをお願いします。

○阿曾沼委員 確か以前に有識者会議のときに申し上げましたが、私は医療分野に関しては、納得してやりたい人はやるし、やりたくない人はやらないという合意も必要なのではないかと思えます。まずは、とにかくやってみるという体制でスタートしなければ何も始まらないのではないかと思えます。医療分野は、個人情報保護という課題に敏感ではありますが、やる意味を納得している方を中心にやっていくこともあるのかなと思えます。当然決まったことは強制的に実施していくという方法論もありますが。とにかく、住民合意を取る上で、分かりやすい内容、分かりやすい説明が特に重要です。そのための戦略というのは必要だと思います。

特に医療の制度改革項目は住民にとって分かりにくいことも多いと思えますので。

○永山参事官 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、御意見はございますでしょうか。

村上審議官から御説明をお願いします。

○村上審議官 中川委員が言われたことを特に足がかりにして、もう一度経緯を確認しますと、おそらく我々の議論の出発点としては、極端な話、まさにおっしゃるとおり、法律上この同意の意向の確認の手続は法的強制力がないのですが、本当は持たせたかったというところからスタートしてございます。ですので、極端なことを言えば、例外なし、2分の1の住民投票で、これでやると決めたら全員これでやるのだというところから本来スタートしたかったところを、憲法論議をした結果、それに対して法的効果を持たせるような立論は現行憲法下では無理であるということで、少なくともそういう選択肢をきちんと取れて、実態的にはそのような運用をできるけれども、法律上は内閣総理大臣に基本構想全体を申請するに当たって、政府側でその意向の確認をするための法定手続という位置付けにして、今回、申請前の住民の意向の確認手続を置いた。ただし、その方法は、区域会議がその場で適切なものと判断するものを選べるという手続を保証することによって、基本構想全体に対する住民投票手続をベースに置いたような手続を設計できるようにした。こういう法制論上の経緯がございます。

ただ、実際問題、強制力がないことはないもので、実質それをベースにやるとしても、原先生がおっしゃったとおり、基本構想全体について2分の1でできるだけ、それで2分の1取れたら全部それで進めるということを基本にしながらも、私権の制限が関わる場合の反対者の取扱い、もしくは、八田先生がおっしゃられたような、それを選択しなくてもいいオプションがあるのかなのかといったオプションでございませうとか、議会の議決の話が出ましたけれども、例えば、教育とか医療とかで、自治体財源が診療報酬請求にないような部分について、自由診療化させないで自治体財源で補償するとか、教育で言いますと、

公的教育でありますと、この辺は自治体自身のリソースが動きますので、そうなりますと、議会の議決から逃げられないといったケースが出るのではないかとか、どうしても個人情報そのものを取り扱う場合の個人情報保護法に基づく同意手続というのは、全体の構想の住民投票とは別の手続としてしっかりと置いておく必要があるのではないかとか、緻密に一つ一つの議論を考えると、どうしても2分の1の住民投票だけで押し切れない部分が出てくるのではないかと考えてございます。

そういう意味で、2分の1の住民投票的なものをベースに置きつつも、詰めていくと、どうしてもそれでは収まらないものについては個別にオプションを追加するであるとか、同意手続を追加するであるとか、法律は逆側から整理しているわけですが、実態的に我々はそういう方向で整理をして、最後は、法制論的に隙のない運用を考える必要があるのではないかと考えているところでございますが、そこも含めて、是非色々な形で御指導いただければと思います。

この辺に事務局としてお答えすべき問題の多くが入っていると思いますが、あとは、想像力のネタになるような事例とか、世界の先例とか、アジャイルなプロセスと巻き込みについてどういったケースがあるかとか、いくつか個別に調べるべしという御指示をいただいたと思いますので、それについては、またすぐに整理をしたいと思っております。

それから、秋山先生からコンタクトルールのお話がありました。一番大きな問題として、原先生からエリアと事業者は実質的に同時に選ばないとおかしいのではないかとあったところは、手続的にどう実現するのかというのは、八田先生から慎重に設計するようにという御示唆も含めて御指摘があったと思います。コンタクトルールについては、IRのほうで、大阪府が自ら設定したというのを説明していますので、あれが広く出回っておりますけれども、それに近いようなものを考える必要があるかどうか、また御相談をしつつ検討してみたいと思います。

エリアの指定と事業者の選定については、法律上根拠とする条文が違いますので、それぞれ独立の手続としてやる必要はありますが、タイミング的に同時にやってはいけないとは法律上どこにも書いていないので、そこは整合する制度の設計はあり得るのかという気もしております。その辺は事務局ももう少し勉強しないといけないので、論点を整理して御報告しようと思っておりますが、その辺も制度的な詳細はこちらで勉強するとしても、こういう枠組みで進めるべしといったところはまた是非御指導いただければ、その枠に従って検討したいと思っております。

とりあえず私からは、以上でございます。

○永山参事官 今の論点も含めて、何かまた委員から御指摘、御意見がございましたらお願いします。

○原座長代理 コンタクトルールに関しては、IRの場合には、基本は接しないようにしますというルール設定になっていると思いますが、今回のスーパーシティの場合には、相当程度民間の事業者に対して説明をする、助言をしてあげるといったプロセスが大事になると

思いますので、似ている点と違う点があるという前提で検討しないといけないのかと思います。

それから、もう一つ、今の村上審議官のお話でも、住民投票をベースにするということで、一方で、内閣府令の予定されている定め方を聞くと、いくつかのオプションの中で一つということになっていますが、例えば、議会の議決に関しても住民の投票があり、予算に関わるような事項が出てくるときには、プラス議会の議決というのが基本的な設計なのかと理解していますが、そういう説明をこれからしていくということでもいいですかね。

○村上審議官 原先生が今おっしゃったとおりでございます、ある意味住民投票が一つのオプションに見えるように設計していますのは、法制論的な側面もございますし、制度的にはいずれにせよ区域会議が適切と認める方法であると言って、そこでオーソライズが取れる仕組みになっていますので、そこは運用に委ねられているという理解でございます。

その上で、自治体リソースを使えば、プラス議会の議決だろうとか、私権の制限がある場合はプラスそれに対する配慮をどうするか。少なくとも議論の方向としては、そちら側から全体像を整理して行って、エリア指定を終えるころまでにはしっかりとした仕組みを作り上げておくという作業が必要かと考えているところでございます。

○永山参事官 ほか、御意見はございますでしょうか。

○八田委員 一つ、よろしいですか。八田です。

地域と事業者が一体で提案してくるというのは現実的だと思うのですが、その場合には、地域、事業者を選ぶ段階で、今まで以上にある種の透明性が求められるのではないかと思います。事業者が提案して非常に話が具体的になったときに、そこで改めて自治体のほうで公募的なプロセスを取る必要があるのではないかと。そこが担保されていれば、諮問会議に対して提案事業者の名前が出されてもそれでいいと思います。もちろんその後で区域会議で念のための事業者公募はする必要がありますが。

今までは規制改革のアイデア募集に関しては、自治体は事業者と勝手に相談していい。しかし、諮問会議に出す段階では事業者の名前は出ない。諮問会議で、規制改革事項だけ決まったら区域会議できちんと公募するからということでした。

しかし、今回は事業者の名前を早い段階で出す以上、自治体のレベルで第1段階での事業者公募のプロセスが要るのではないかと思います。

○永山参事官 ありがとうございます。

制度上は、確かに区域会議を主体として公募をして事業者を決めるというのが指定後の話ですが、先ほどの論点で、エリア指定をする際に、どういう事業者が、先ほど原先生がおっしゃったように、前提として事業者の座組が分からないと指定のしようがないというところが我々も問題視しており、それをあらかじめ明らかにした上でやるのか、それともそこは曖昧にするのか。曖昧にすると、中々指定の根拠もないということで、一つの論点としては、あらかじめ特定の事業者がデータ連携基盤なり、特定の先端的事業者として入るかどうかというところが一つの論点かなと思っています。

その辺り、原先生、いかがでしょうか。

○原座長代理 指定をするときには、中核になる事業者、それから、アーキテクトがセットで選ばれるということだと思います。

公募のプロセスによって何があり得るかと言うと、当初はこういう企業で想定していたのだけれども、実はもっといい企業がありましたということが見つければ、それはあり得るのかもしれませんが。公募があるとすればそういうことなのかなと。

少なくとも、これまでの国家戦略特区での農家レストランのような特例措置とは全然訳が違おうと思うので、そういったケースであれば、これは自治体の裏にそういった事業者がいて、私たちは空ダマではなくて事業者がいますということを確認することはあったのですが、今回の場合は相当質が違う指定の仕方になるという前提で考えておく必要があると思います。

○阿曾沼委員 よろしいですか。

○永山参事官 阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 事業を推進していく上では、何をやるかよりも、誰がやるかというところが圧倒的に重要であります。したがって、事業計画の中身だけで、それが本当に実現可能性のあるのかということの評価するのは現実的には難しいことでもあります。

参加しプライムを取る企業も、その意欲や体制をちゃんと評価しなくてはならないのではないかと思います。想定する企業なりプロジェクトチームが不明確では、本当に選べるのか疑問でもあります。

覚悟を決めた人たちなり企業がプロジェクトに参加しない限り、スタートすらできないのではないかという気もします。選定をしていく上でその点の確認も重要かと思います。

○永山参事官 ありがとうございます。

いずれにしても、区域計画の認定という段階で事業者が決まります。先ほど原先生がおっしゃったように、当初の事業者とは違う事業者が適切な選定プロセスで選ばれる可能性があるというアジャイルな仕組みではございますので、そういった観点も含めて検討したいと思いますが、村上審議官、何かコメントはございますでしょうか。

○村上審議官 1点だけ、極めて技術的な話です。

民間事業者の選定は、特区法に基づいて構成員の公募の規定がございしますが、今回のケースで特殊なのは、従前の民間事業者の構成員公募の際は、適用すべき特例措置が既に決まっているという意味で、公募の前提となる、公募の基準がはっきりしたものしか存在しないというところで公募をやっていて、かつ、1人だけではなくて、クオリファイされるものがあれば追加もちゃんと拾いますという建付けになっているものを、今回、エリアの申請と区域の構成員の民間事業者を同時にやるとすると、純粹に制度的な整理だけの問題ですけれども、構成員の公募の際の基準とか根拠は一体どこにあるのだというところを、エリア指定とどうやって同時にやるかというところがありまして、そちら側で工夫をして、エリアの指定と事業者の選定を同時にするというほうで制度設計をするか、エリア指定の

際には、リファレンスとして事業者の情報もきちんと頂いて、エリア指定はエリア指定でやるけれども、念のため逆転トライチャンスも含めてという意味で、改めてそこに書いてあった事業者が出てくるのは当然のこととして、念のためプロセスとして法律どおり区域会議の構成員の公募プロセスを後でやるというやり方と、多分極めて技術的にはその2通りが考えられると思うので、そこをどう整理していくかというのをテクニカルに整理した上で、どちらがいいかは御相談ということかなと思いました。

○海堀事務局長 よろしいですか。

何でこういうことが起こっているかと言うと、都市再生特別措置法の区域指定は、既存の都市計画決定があって、これを規制緩和する必要があった。そういうことを行う緊急整備地域を指定しようと、法律が作られた。事業者は一定の高い建築物を建てられる能力を持っている人であれば誰でもよくて、エリアはここだという指定をして、規制緩和を進めてきた。その仕組みを踏まえて、国家戦略特区制度が作られた。事業者は誰でも同様の規制緩和をやればいいというもの、今回のスーパーシティのように主たる事業者が、全体の計画のコアになるというものとは異なる。これまでの法律上の仕組みを踏襲してきましたけれども、それをどううまく運用していくかということに、我々は今、直面しているのではないかと考えているところです。

○永山参事官 ありがとうございます。

○竹中座長 ありがとうございます。

今の話は、先ほどIRとの比較が出てきましたけれども、RFCとRFPがどうか。RFPが出来てから、つまり、業者が決まってから政府は指定をすることになっていますから、先生が言われたように、そこは明確でないと、箱だけ作ってあとはというのは、今回は実体性がなくなってしまうと思うのです。

今日の話を通じて、私が漠然と思っている住民合意の話、区域の指定の話等々、すごくいい論点を皆さん出してくださいましたので、私から事務局にお願いなのですが、それぞれの問題についてイエス、ノーで答えられるような箇条書きの文章をたくさん作ってくれませんか。つまり、住民合意の基本は住民投票の過半数である、イエスかノーか。他のチョイスを認めるか認めないか、イエスかノーか。それを決定するのは基本的には区域会議である、イエスかノーか。そういう形で一つ一つ原則を明確にして、あと、法律でどう表現するかというのは、また別の若干のテクニックがあると思うのですが、イエス・オア・ノー方式で明確に数十個、もっとあるかもしれませんけれども、時間の関係で、頭の整理をするためにはそのほうが良いのではないかと考えているので、それを是非やっていただきたいと思います。

コンタクトルールというのは、考え方としてはすごくもってもらいやすいのですが、これはまた変なことを作ると、またそれは悪用される可能性がすごくあるので、それこそそこはむしろアジャイルなほうが良くて、原さんがおっしゃったように、これは本当にIRとは全く違うわけで、IRの場合は、要するにものすごく巨額のお金が動く話で、背面調査

までやるということを前提にしてそういう制度ができているわけなので、そこは同じではないということだと思っております。

あと、先ほどのイエス・オア・ノーの中に、例えば、区域会議に住民代表を入れるかと。それで、入れるのですねみたいな話を事務局がしていますけれども、それはそういうことなのかどうか。住民代表が誰なのかはよく分からないのですけれども。そういうことも含めて我々は見落としていることがあるかもしれないので、箇条書き風にして、まさに論点整理なのですけれども、それを作っていただいて、それで集中審議をしませんか。

○永山参事官 御指摘ありがとうございます。

ほかに、何か一言御意見がありましたらお願いします。

○竹中座長 スケジュール的なことを確認するために、皆さんのプランを聞かせてください。7月の中旬に骨太の方針が決まりますねと。それを受けて、少し霞が関が静かになるような時期に集中的に色々なことを決めてしまわなければいけないと思うのですけれども、何回ぐらいこういう会議をやる必要があって、いつ頃までに政省令を含めて、その辺のスケジュール感を聞かせてください。

○村上審議官 逆算で言いますと、一つの仮説として、9月前後に公募を開始するということと言うと、8月中に基本方針の閣議決定の改正が終わっていないといけなくて、今日出ていますような事業者選定の問題とエリア指定の問題も含めた手続等につきましては、この段階で確定をしている必要がございます。

そうしますと、できれば8月の前半、最悪でも後半といたしますと、7月中にこの懇談会を2回程度はやらせていただいて、まず、1回目は今、御指示のありましたイエス・ノーで全体の論点をもう一回頭を整理し直して、そこで整理された論点から抽出された議論でベースの案を作らせていただいて、それがスムーズに行くようであれば、その次は諮問会議、行かないようであれば、さらにもう一回懇談会での議論というぐらいの感覚かと思っております。

その途中のどこかで、できるだけ早いタイミングで、その段階で明らかとなっていることについて、自治体の方々に直接アピールする機会を作らせていただく。

ちなみに、政省令につきましては、施行日が9月1日になりますが、今日出てきている議論は、今の政省令案を前提としますと、全部運用の問題として決着できますので、整理をしなくてはいけないのは閣議決定文のほうになります。こちらのほうでは制度的に各省協議も含めて決めなければいけないことで、お互い身を縛る規定が入ってございますので、基本的には基本方針の改定にかかる諮問会議をいつ開催するかというのに合わせて、懇談会を何回設定し、自治体にどう問いかけていくかというのが基本でございます。

もちろん政省令案につきましては、御議論いただければもちろん検討いたしますが、今日出てきた範囲の中で言いますと、運用の自由度に全部落ちていた事項ばかりでございますので、むしろ閣議決定後の基本方針の中できちんとクリアにすべきものをクリアにしてというところで整理をしていくというのが基本かなと考えてございます。

もし、これが全体できちんとしたものが間に合わないとか、自治体の側がそこまで含めて事業者ときちんとペアリングを組むのが間に合わないということであるとすると、そのために無理に9月に公募を開始しなければならないという理由はないと思いますので、その辺の現状を見極めながら、必要に応じ全体的に後ろに倒していくという形になるのかと思います。

以上が、今のところの我々の理解でございます。

○竹中座長 日程はそういう感じで大丈夫でしょうか。

○永山参事官 ありがとうございます。

もし、特にございませんでしたら、これをもって第8回『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会を終了させていただければと思います。お忙しい中、御参加ありがとうございました。